

姫 監 公 表 第 4 号

令和 6年 3月18日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市民局（前期）定期監査結果報告書
- 2 健康福祉局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 教育委員会事務局（後期）定期監査結果報告書

令和5年度 教育委員会事務局（後期）定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

教育委員会事務局

教育総務部 総務課、学校施設課

教育企画室

小学校 増位小学校、城北小学校、手柄小学校、白浜小学校、高浜小学校、広畑小学校、大津小学校、家島小学校

中学校 広嶺中学校、東光中学校、東中学校、坊勢中学校

高等学校 琴丘高等学校

幼稚園 城東幼稚園、手柄幼稚園、白浜幼稚園、高浜幼稚園、大津幼稚園、家島幼稚園

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和5年10月20日から令和6年1月18日まで

2 監査の結果

- (1) 監査の結果、小学校、中学校、幼稚園については、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(小学校)

ア 就学援助費、就学奨励費支給関係事務

(ア) 保護者から領収書をもらっていなかった。(1校)

就学援助事務取扱要領に基づき、適正に事務処理されたい。

イ 教育扶助費、環境体験事業費、人権啓発推進事業費及び部活動部員等派遣事業費関係事務

(イ) 教育扶助費を現金管理していた。(1校)

(イ) 令和3年10月8日に交付された令和3年度環境体験事業費の返金処理が令和5年9月25日に行われていた。(1校)

適正な事務処理を行い、遅延のないように努められたい。

ウ 学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務

(ウ) 姫路市校区人権教育推進協議会から振り込まれた校区人権教育事業費について、口座から出金して校区人権活動費支払後の残金1,000円を戻入せずに、手元で保管していた。(1校)

(イ) 児童会費を教諭が立替払をしていた。(1校)

(ウ) 修学旅行費101,232円を教諭が立替払をしていた。(1校)

(エ) PTA会費の活動費を支給した際や児童会費等の過徴収分を返金した際に、保護者から領収書(受領書)をもらっていなかった。(3校)

(オ) 物品納入業者から誤った金額の領収書をもらっていた。(1校)

(カ) 児童会費について、色紙等を5月に購入し、口座から出金していたにもかかわらず、業者への支払を10月に行っていた。(1校)

(キ) 特別支援学級の学級費について、1学期は保護者から徴収し、業者支払までの間、金庫で保管していた。(1校)

(ク) 保護者から徴収した林間学校の費用239,100円を口座に入金せず、7月20日の業者支払まで金庫で保管し、業者へ支払処理をしていた。(1校)

(ケ) 緊急性がない物品購入において、資金前渡処理をせずに立替払処理をしていた。また、事後処理ができていない学校が散見された。(7校)

学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。

(中学校)

ア 就学援助費、就学奨励費支給関係事務

- (ア) 令和4年度支給分を令和5年度になって支給していた。(1校)
就学援助事務取扱要領に基づき、適正に事務処理されたい。

イ 教育扶助費、環境体験事業費、人権啓発推進事業費及び部活動部員等派遣事業費関係事務

- (ア) 人権啓発交流推進事業に係る報償費について、発生原因が不明の残金6,332円が口座にあった。(1校)
適正な事務処理を行い、遅延のないように努められたい。

ウ 学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務

- (ア) 姫路市青少年健育連盟健育運動推進協議会から振り込まれた愛護育成会事業費について、令和4年6月30日入金分を令和5年7月14日に出金し、立替え者に返金をしていた。(1校)
- (イ) 学年諸費について、教材費支払後の残金96円を戻入せずに、当初の使途目的外のボールペンを購入していた。(1校)
- (ウ) 学年費等の一部について、支出決裁書又は戻入決裁書を作成することなく、口座から入出金していた。(1校)
- (エ) PTA会費の活動費を支給した際や児童会費等の過徴収分を返金した際に、保護者から領収書(受領書)をもらっていない。(2校)
- (オ) 緊急性がない物品購入において、資金前渡処理をせずに立替払処理をしていた。また、事後処理ができていない学校が散見された。(3校)
学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。

(幼稚園)

ア 学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務

- (ア) 学年費等の一部について、支出決裁書又は戻入決裁書を作成することなく、口座から入出金していた。(2園)
- (イ) 物品納入業者から誤った金額の領収書をもらっていた。(1園)
- (ウ) 緊急性がない物品購入において、資金前渡処理をせずに立替払処理をして

いた。また、事後処理ができていない園が散見された。（2園）

市立幼稚園徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 監査の結果、高等学校については、次に指摘する事項があった。

(高等学校)

ア 高等学校授業料収入関係事務

(ア) 令和5年4月以降に事務室で収納した授業料を速やかに金融機関へ払い込まず、11月末以降に払い込んでいた。

(イ) 入学金の還付事務について、4月に免除申請を行い、6月に決定を受けて還付申請をした対象者への振込処理が10月下旬に行われていた。

(ウ) 授業料免除者への7月から9月までの還付処理が11月以降にまとめて行われていた。

(エ) 7月以降、口座振替不能者に対する督促事務ができておらず、12月以降にまとめて行われていた。

公金の納付については、姫路市会計規則第16条の規定に沿った事務処理をされたい。

還付事務及び督促事務については、事務処理の改善を図り、適正な事務処理をされたい。

イ 郵券管理事務

(ア) 郵券払出明細書に切手の残数の記録がないため、予備監査日時点の切手の残数の照合ができなかった。

盗難や紛失等の事故を防止するため適切な郵券受払簿を作成し、適正に管理されたい。

ウ 教育扶助費、環境体験事業費、人権啓発推進事業費及び部活動部員等派遣事業費関係事務

(ア) 令和4年10月3日及び令和5年9月26日に交付された全国高等学校総合体育参加派遣費各5,000円が、該当の生徒に支給されていなかった。

適正な事務処理を行い、遅延のないように努められたい。

エ 学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務

- (ア) 学年費等について、支出決裁書又は戻入決裁書を作成することなく、口座から入出金していた。
- (イ) 旅行積立費について、支出額の根拠となる証拠書類がなく、精算処理や戻入処理ができていなかった。また、残金を学校所定の金庫に保管していなかった。
- (ウ) 口座振替不能者への督促を行っていなかった。
- (エ) 令和5年4月以降に事務室で収納した学年諸費を速やかに口座に振り込まず、11月末以降に振り込んでいた。
- (オ) 10月に集金した模試代709,800円を口座に入金していなかった。
- (カ) 生徒会費で購入したクラブ用切手と現金の交換が行われ、保管箱に切手以外に現金52円が保管されていた。

兵庫県「学校徴収金事務取扱要綱」に基づき、適正に事務処理されたい。
また、教育委員会事務局において実態を調査し、現状を把握した上で事務処理マニュアルを作成し、会計事務の標準化を図られたい。